

## 2 看護基礎教育における臨地実習の現状と課題

看護基礎教育における臨地実習は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」（昭和26年文部・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）及び指導要領において、保健師3単位（135時間）以上（実習以外の講義及び演習18単位（540時間）以上）、助産師8単位（360時間）以上（同、14単位（360時間）以上）、看護師23単位（1,035時間）以上（同、70単位（1,860時間）以上）、准看護師735時間以上（同、1,155時間以上）と定められている。

さらに看護師の場合、指導要領において臨地実習は「知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容」とし、助産師においては、指定規則において「分娩の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生1人につき10回程度行わせること」としている。

また、多くの学校養成所において臨地実習で採られている教育方法は、学生が一人の患者を受け持ち、その患者及び家族と関わりながら、看護ニーズを判断し、看護ケアを計画、実践し、評価するものである。そのため、チームメンバーの一員として、臨床現場の多重課題の優先度を考えながら時間内に業務を実施するなどの能力を、基礎教育の中で身につけることは極めて困難である。

したがって、複数の患者の受持ちや多重課題への対応等については、新人看護職員研修において修得できる体制を構築する必要がある。

## IV 新人看護職員に関する今後の取組みの必要性

以上のことを踏まえると、新人看護職員研修を充実・普及させていくよう、行政、医療従事者、看護教育の専門家等、幅広い関係者による積極的な取組が必要である。そのための第一歩として、新人看護職員研修に関する内容の標準化を進めることとし、第二部において現場で広く活用できる到達目標及び指導指針を示す。

## 第二部 新人看護職員研修到達目標及び新人看護職員研修指導指針

### I 新人看護職員研修の考え方

- 1 看護は人間の生命に深く関わる職業であり、患者の生命、人格及び人権を尊重することを基本とし、生涯にわたって研鑽されるべきものである。新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして、極めて重要な意義を有する。
- 2 医療における安全の確保及び質の高い看護の提供は重要な課題である。このため、医療機関は組織的に全職員の研修に取り組む必要があり、新人看護職員研修はその一環として位置付けられる性質のものである。
- 3 新人看護職員研修は、看護基礎教育では学習することが困難な、医療チームの中で多重課題を抱えながら複数の患者を受け持ち、看護ケアを提供するための看護実践能力を強化することに主眼をおくことが重要である。
- 4 専門職業人として成長するためには、新人看護職員自らがたゆまぬ努力を重ねるべきであることは言うまでもないが、新人の時期から生涯にわたり、継続的に自己研鑽を積むことができる研修支援体制が整備されていることが重要である。

### II 新人看護職員研修到達目標及び新人看護職員研修指導指針の前提

- 1 到達目標及び指導指針は、新卒者の就業の状況、安全な看護ケア提供に当たっての優先度を考慮し、病院において看護ケアを提供する看護職員を想定した。
- 2 到達目標に含まれる内容は、看護職員として必要な姿勢及び態度並びに卒後 1 年間に新人看護職員が修得すべき知識、技術の目標とした。  
また、新人助産師については法に定める独占業務を含む助産技術に関わるものを中心とした。
- 3 到達目標及び指導指針の内容は、新人看護職員研修として実施されるべき基本事項として提示するものであり、各施設の多様性を踏まえつつできる限り広く活

用できるよう考慮した。

しかしながら、施設規模、看護職員の構成、教育に係る予算等の状況から、各施設内での調整を行うことも必要である。

さらに、到達目標は、新人看護職員の受けた教育課程や教育内容、個人の資質等の背景を加味し、各施設で適宜、調整を行うことを想定した。

- 4 各部署に特有な疾患とその症状及び治療・薬剤・検査・処置に関する到達目標は、各施設において設定することを想定した。
- 5 到達目標の作成に当たっては「看護学教育の在り方に関する検討会報告」、「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」等の看護基礎教育における看護技術教育のあり方に関する検討結果との連携を考慮した。